

発議案第3号

富津市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記発議案を富津市議会会議規則第14条第1項の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月23日提出

提出者	富津市議会議員	石井志郎
賛成者	同	関努
	同	平野英男
	同	山田重雄
	同	三木千明
	同	諸岡賛陞
	同	猪瀬浩

富津市議会議長 渡辺 務 様

提案理由

多様な人材の市議会への参画を促進する環境を整備するため、本会議及び委員会に係る育児、看護、介護等の欠席事由及び出産についての欠席期間を明文化するとともに、行政手続等において原則として押印を廃止する政府の動向を踏まえ、請願書の署名押印の見直しを行う等のため、規則の一部を改正するものである。

## 富津市議会会議規則の一部を改正する規則

富津市議会会議規則（昭和62年富津市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第7条中「すべて」を「全て」に改める。

第14条及び第17条中「そなえ」を「備え」に改める。

第31条第2項中「、議員」を「議員」に改め、同条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第38条中「まって」を「待って」に改める。

第39条第1項中「調査」の次に「を」を加える。

第49条第1項中「公表」を「、公表」に改める。

第50条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第51条第1項ただし書中「この限りでない」を「、この限りでない」に改め、同条第2項中「要旨」の次に「を」を加える。

第52条第1項中「すべて」を「全て」に改める。

第55条第1項中「すべて」を「全て」に、「又は」を「、又は」に改める。

第66条中「、質疑又は」を「質疑及び」に、「写」を「写し」に改め、同条ただし書中「かえる」を「代える」に改める。

第77条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第78条第1項第10号中「附した」を「付した」に改める。

第80条中「議長が取り消し」を「議長が取消し」に、「発言の取り消し」を「発言の取消し」に改める。

第84条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第98条の見出し中「事務」の次に「等」を加える。

第100条中「再び」を「、再び」に改める。

第107条中「すべて」を「全て」に改める。

第109条第1項中「すべて、」を「、全て」に、「又は」を「、又は」に改める。

第110条第1項中「については、必要」を「について必要」に、「聞く」を「聴く」に改め、同条第2項中「申し出」を「申出」に改める。

第117条の見出し中「取り消し」を「取消し」に改め、同条中「又は」を「、又は」に改める。

第119条第4項中「場合は」を「場合には」に、「、投票」を「投票」に改める。

第124条第1項中「とろう」を「採ろう」に改め、同条第2項中「がたい」を「難しい」に改める。

第127条第1項中「と問題」を「と、問題」に改める。

第128条中「、及び」を「及び」に改める。

第130条中「はかる」を「諮る」に改める。

第131条第2項中「すべて可決」を「全て否決」に改める。

第132条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第134条第1項中「、所管」を「所管」に改め、同条第2項中「、特別委員会」を「特別委員会」に改める。

第152条中「すべて」を「全て」に改める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。